

特定建築物整備調書

特定建築物の名称	
----------	--

(1) 法に基づく整備調書

\* 施行令第5条に規定する特別特定建築物及び条例第28条に規定する特定建築物にあつては、2,000平方メートル(施行令第5条第18号に規定する特別特定建築物については50平方メートル、条例第29条に規定する特別特定建築物については1,000平方メートル)以上の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。)を行う場合は、該当する全ての項目に適合することが必要です。

\* ( )内は、施行令該当条項です。

建築物特定施設		建築物移動等円滑化基準	措置の状況	指導の内容等※1
1 不特定かつ多数者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分	(1) 廊下等 (第11条)	①滑りにくい表面の仕上げ	適・否	
		②階段又は傾斜路の上端に近接する部分への点状ブロック等の敷設※2	適・否	
	(2) 階段 (第12条)	①手すりの設置	適・否	
		②滑りにくい表面の仕上げ、段を容易に識別するための措置(踏面の端部と周囲との色の明度・色相・彩度の差確保)、つまずきにくい構造	適・否	
		③段の上端に近接する踊場への点状ブロック等の敷設※3	適・否	
		④主な階段は回り階段でないこと。	適・否	
	(3) 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路 (第13条)	①手すりの設置(勾配が12分の1以下で、かつ、高さが16cm以下の傾斜部分を除く。)	適・否	
		②滑りにくい表面の仕上げ、傾斜路の存在を容易に識別するための措置(前後の廊下等との色の明度・色相・彩度の差確保)	適・否	
		③傾斜部分の上端に近接する踊場への点状ブロック等の敷設※4	適・否	
	(4) 便所 (第14条)	①腰掛便座、手すり等の適切な配置、十分な空間の確保がなされた車椅子使用者用便所の1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)の設置	適・否	
		②高齢者、障害者等が円滑に利用できる水洗器具を設けた便所の1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)の設置	適・否	
		③男子用小便器のある便所への床置き小便器又は壁掛式小便器(受け口の高さ35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器の1以上の設置	適・否	
	(5) ホテル又は旅館の客室 (第15条)	①客室の総数に100分の1を乗じて得た数以上の車椅子使用者用客室の設置(客室の総数が50以上の場合に限る。)	適・否	
		②車椅子使用者用客室の便所は次による(当該客室のある階に車椅子使用者用便房付き便所が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合を除く。)	/	
		ア 便所内への車椅子使用者用便房の設置	適・否	
イ 車椅子使用者用便房及び便所は80cm以上の出入口幅		適・否		
ウ 車椅子使用者用便房及び便所に戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、その前後に高低差がないこと。		適・否		
③車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室は次による(当該客室のある建築物に不特定かつ多数の者が利用する次の構造の浴室等が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合を除く。)		/		

建築物特定施設		建築物移動等円滑化基準	措置の状況	指導の内容等※1
1 不特定多数者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分	—続き— (5) ホテル又は旅館の客室 (第15条)	ア 浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置、十分な空間の確保がなされていること。	適・否	
		イ 80cm以上の出入口幅	適・否	
		ウ 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、その前後に高低差がないこと。	適・否	
	(6) 敷地内の通路 (第16条)	①滑りにくい表面の仕上げ	適・否	
		②段への手すりの設置、段を容易に識別するための措置(踏面の端部と周囲との色の明度・色相・彩度の差確保)、つまずきにくい構造	適・否	
		③傾斜路への手すりの設置(勾配が12分の1以下で、かつ、高さが16cm以下又は勾配が20分の1以下の傾斜部分を除く。)	適・否	
		④傾斜路の存在を容易に識別するための措置(前後の通路との色の明度・色相・彩度の差確保)	適・否	
	(7) 駐車場 (第17条)	①350cm以上の幅の車椅子使用者用駐車施設(1以上)の設置	適・否	
		②車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路が短くなるよう位置に配慮すること。	適・否	
	2 移動等円滑化経路 (第18条)	(1) 経路の設置 (第1項)	①道等から利用居室までの経路(1以上)を移動等円滑化経路とすること。	適・否
②利用居室(又は道等)から車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けるものを除く。)までの経路(1以上)を移動等円滑化経路とすること。			適・否	
③車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路(1以上)を移動等円滑化経路とすること。			適・否	
④公共用歩廊における一方の道等から公共用歩廊を通過し、他方の道等までの全ての経路を移動等円滑化経路とすること。			適・否	
(2) 経路の構造 (第2項第1号)		階段又は段を設けないこと(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。)	適・否	
(3) 出入口 (第2項第2号)		①80cm以上の出入口幅	適・否	
		②戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、その前後に高低差がないこと。	適・否	
(4) 廊下等 (第2項第3号)		①第1面の1(1)と同じ構造	適・否	
		②120cm以上の廊下幅	適・否	
		③50m以内ごとの車椅子の転回場所の確保	適・否	
		④戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、その前後に高低差がないこと。	適・否	
(5) 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路 (第2項第4号)		①第1面の1(3)と同じ構造	適・否	
		②120cm(階段に併設する場合は90cm)以上の幅	適・否	
		③12分の1以下の勾配(高さ16cm以下のものは8分の1以下)	適・否	
		④高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設置すること。	適・否	
(6) エレベーター及び乗降ロビー (第2項第5号)		①籠の各階(利用居室、車椅子使用者用便房又は駐車施設のある階及び地上階)への停止	適・否	
		②80cm以上の籠及び昇降路の出入口幅	適・否	
		③135cm以上の籠の奥行き	適・否	

建築物特定施設		建築物移動等円滑化基準	措置の状況	指導の内容等※1	
2 移動等円滑化経路(第18条)	—続き— (6) エレベーター及び乗降ロビー(第2項第5号)	④水平で幅及び奥行きが150cm以上の乗降ロビー	適・否		
		⑤籠内及び乗降ロビーの車椅子使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置	適・否		
		⑥停止予定階及び現在位置の籠内表示装置の設置	適・否		
		⑦乗降ロビーへの籠の昇降方向を表示する装置の設置	適・否		
		⑧不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が2,000m <sup>2</sup> 以上に限る。)の移動等円滑化経路を構成するエレベーターは①～③及び⑤、⑥のほか、次による。			
		ア 140cm以上の籠の幅	適・否		
		イ 車椅子の転回に支障のない籠の構造	適・否		
		⑨不特定かつ多数の者が利用し、又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーは①～⑧のほか、次による。			
		ア 籠内への到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置※5	適・否		
		イ 籠内及び乗降ロビーの制御装置への点字表示等※5※6	適・否		
	ウ 籠内又は乗降ロビーへの籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置※5	適・否			
	(7) 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(第2項第6号)	(エレベーターの場合)※7			
		①段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第7号に定める構造)	適・否		
		②70cm以上の籠の幅、120cm以上の籠の奥行き	適・否		
③籠内の床面積の十分な確保(車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合)		適・否			
(8) 敷地内の通路(第2項第7号)※9	(エスカレーターの場合)※8 平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に定める構造	適・否			
	①第2面の1(6)と同じ構造	適・否			
	②120cm以上の通路幅	適・否			
	③50m以内ごとの車椅子の転回場所の確保	適・否			
	④戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、その前後に高低差がないこと。	適・否			
	⑤傾斜路は次による。				
	ア 120cm(段に併設は90cm)以上の幅	適・否			
	イ 12分の1以下の勾配(高さ16cm以下のものは8分の1以下)	適・否			
ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設置すること(勾配が20分の1以下の場合を除く。)	適・否				
3 標識等	(1) 標識(第19条)	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設の付近への当該施設がある旨の見やすく、表示内容が容易に識別できる標識(日本産業規格Z8210に適合するもの。)の設置※10	適・否		
	(2) 案内設備(第20条)	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の建築物又は敷地への設置(当該エレベーター等の配置を容易に視認できる場合又は案内所を設ける場合を除く。)	適・否		

建築物特定施設		建築物移動等円滑化基準	措置の状況	指導の内容等※1
3 標識等	—続き— (2) 案内設備 (第20条)	②移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字、音声、文字等の浮き彫り等により示す設備の建築物又は敷地への設置(案内所を設ける場合を除く。)	適・否	
4 視覚障害者移動等円滑化経路(第21条)	(1) 案内設備までの経路 (第21条第1項)	道等から点字表示等の施された案内設備又は案内所までの経路(1以上)を視覚障害者移動等円滑化経路とすること。※11	適・否	
	(2) 視覚障害者移動等円滑化経路の構造 (第21条第2項)	①線状ブロック及び点状ブロック等(周囲の床面との色の明度・色相・彩度の差により容易に識別できるもの。)の敷設又は音声等の誘導設備の設置(風除室で直進する場合を除く。)	適・否	
		②敷地内通路は次による。		
		ア 車路近接部への点状ブロック等の敷設	適・否	
	イ 段、傾斜部分の上端に近接する部分への点状ブロック等の敷設※12	適・否		

(注) ※1の欄は、記入しないでください。

※2告示で定める以下の場合を除きます。

- ①勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ②高さが16cm以下で勾配が1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ③自動車車庫に設ける場合

※3告示で定める以下の場合を除きます。

- ①自動車車庫に設ける場合
- ②段部分と連続して手すりを設ける場合

※4告示で定める以下の場合を除きます。

- ※2の①、②又は③の場合
- ④傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

※5告示で定める以下の場合を除きます。

- ①自動車車庫に設ける場合

※6点字表示、音声案内、文字等の浮き彫り等の方法とします。

※7昇降行程が4m以下のエレベーター又は階段・傾斜路部分等に沿って昇降するエレベーターで、籠の定格速度が15m毎分以下で、かつ、床面積が2.25m<sup>2</sup>以下のものとします。

※8車椅子での昇降時に、2枚以上の踏段を同一面に保ち昇降するエスカレーターで、踏段の定格速度が30m毎分以下で、かつ、2枚以上の踏段を同一面とした部分の先端に車止めを設けたものとします。

※9移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により第3面の2(8)の①から⑤によることが困難な場合は、移動等円滑化経路の規定の適用は車寄せから利用居室までに限ります。

※10表示する内容が日本産業規格Z8210に定められている場合に限ります。

※11告示で定める以下の場合を除きます。

- ①自動車車庫に設ける場合
- ②受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導し、並びに車路近接部及び段又は傾斜部分の上端近接部に点状ブロック等を敷設する場合

※12告示で定める以下の場合を除きます。

- ※2の①又は②の場合
- ③段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等